

# 暮らしのお知らせ

## 市長への手紙

### あなたの声を 聴かせてください

「市長への手紙・FAX・電子メール」は、市民の皆さんの市政に対する提言・要望・意見などを幅広く聴いて、今後の市政に反映するための制度です。

寄せられた意見は、市長が直接目を通し、各課に対応を指示します。

回答を希望する人には、書面またはEメールで回答しますが、回答には1カ月程度の期間を要します。

各課でも担当する業務について意見や要望を受け付けていますので、道路の補修や公園遊具の修理など、早急な対応が必要な場合は直接相談してください。

寄せられた意見の内容によっては、市の回答と併せて、広報なりたなどに無記名で掲載する場合があります。

市政と関係のない内容や個人・団体を誹謗中傷する内容、政治・

営業・宗教活動、選挙運動に関する内容のものは受け付けません。

また「市長への手紙」として取り扱うことが適切でないと認められるものや、趣旨が不明確なものについては回答できません。回答を希望する場合は、住所・氏名・電話番号を忘れずに書いてください。

#### 市長への手紙

市役所や下総・大栄支所、公民館などの市の施設に専用の用紙（受取人払い）が置いてあります。

専用の用紙以外を利用する場合は「市長への手紙」と書いて、切手を貼って送ってください。

#### 市長へのFAX

市内からは次の番号に送信してください。送信料はかかりません（コンビニエンスストアからは有料となる場合があります）。

☎0120・860・279

市外からは次の番号に送信して

ください。送信料はかかりません。

FAX 0476・24・1086

#### 市長への電子メール

市ホームページの「市長への電子メール」[<https://www.city.naria.chiba.jp/shisei/page302100.html>]から送信できます。

また、Eメール([mtisodan@city.naria.chiba.jp](mailto:mtisodan@city.naria.chiba.jp))も利用できます。あらかじめ、このアドレスからのメールを受信できるように設定してください。

※くわしくは市民協働課市民相談室(☎20・1507)へ。

#### 確定申告のための書類

#### 年末調整で必要な人は 申請を

市では、確定申告に必要な納付済額のお知らせを1月下旬に送信します。年末調整で事前に必要な人は、次の窓口で申請してください。事前申請した人には、1月の送付はしません。

なお、市が証明するのは、普通徴収(納付書や口座振替などでの納付)の金額のみです。

持ち物⇒本人確認ができる物(マ

イナンバーカード、運転免許証など)

#### 国民健康保険税払込証明書

申請場所⇒納税課(市役所2階)、

下総・大栄支所

問い合わせ先⇒納税課(☎20・1

519)

#### 後期高齢者医療保険料払込証明書

申請場所⇒保険年金課(市役所1

階)、下総・大栄支所

問い合わせ先⇒保険年金課(☎20・

1547)

#### 介護保険料払込証明書

申請場所⇒介護保険課(市役所議

会棟1階)、下総・大栄支所

問い合わせ先⇒介護保険課(☎20・

1545)

※くわしくは各問い合わせ先へ。

#### スマートフォンで確定申告

#### 自宅で手続きできます

混雑する申告会場に行かなくても、マイナンバーカードとマイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォンなどがあれば、自宅で確定申告ができます。

また、マイナンバーカードを

持っていない人も、税務署で発行

されるIDとパスワードを使って申告できます。ただし、IDとパスワードは一時的なものですので、今後も自宅で申告する場合はマイナンバーカードを早めに取得してください。

※くわしくは、確定申告については成田税務署(☎28・5151)、マイナンバーカードについては市民課(☎20・1525)へ。

#### 標準営業約款制度

#### Sマークを 知っていますか

標準営業約款(Sマーク)は、法律で定められた消費者擁護のための制度です。

店頭でSマークを掲げている理容店、美容室、クリーニング店、めん類飲食店、一般飲食店は、厚生労働大臣認可の約款に従って営業している安全・清潔・安心な信頼できる店舗です。

※くわしくは千葉県生活衛生営業指導センター(☎043・307・8272)へ。



## 就学援助

### 入学準備学用品費を支給

市では、経済的な理由で学用品費などの支払いが困難な児童・生徒の保護者を対象に援助を行っています。

令和4年度に入学する新小学1年生(義務教育学校の1年生を含む)・新中学1年生(義務教育学校の7年生を含む)に、就学援助費のうち入学準備学用品費を支給します。

支給額 新小学1年生5万1,060円、新中学1年生6万円

申請書記布場所 学務課(市役所5階)、子どもが入学する予定の学校

申請方法 12月1日(水)～1月31日(月)に申請書に必要書類を添えて新小学1年生は学務課または入

学予定校、新中学1年生は現在在籍している学校へ

※くわしくは学務課(☎20・1581)へ。

## 土地の適正管理

### 空き地の所有者は早めに草刈りを

空き地の雑草を伸びたままにしておくと、ごみの捨て場所にされたり、害虫類の発生原因となったりするなど、周囲に迷惑が掛かります。また、通行の妨げや火災の原因となりかねません。空き地の所有者は早めに草を刈るなど、土地を適正に管理してください。

市では、草刈り機を無料(刈り刃と燃料は自己負担)で貸し出していますので利用してください。 ※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

## 個人事業税

### 11月30日までに

個人事業税の第2期分の納期限は、11月30日(火)です。金融機関やコンビニエンスストアで納めてください。納付には便利で確実な口座振替をお勧めしています。また、電子マネー「PayPay」「LINE Pay」のほか、千葉県税クレジットカードお支払いサイト(<https://koukin.f-regi.com/fc/chiba.jp>)でも納付できます。

※くわしくは佐倉国税事務所(☎043・483・1114)へ。

## 千葉県民のつどい

### 犯罪被害者支援を考える

11月25日(木)～12月1日(水)は犯罪

被害者週間です。

被害者や家族が立ち直り、再び平穏な生活を送るには、皆さんの理解と配慮が必要です。

県では毎年「千葉県民のつどい」を開催しており、千葉テレビで特別番組を放送します。

放送日時 11月27日(土) 午前9時30分～9時55分

※くわしくは千葉犯罪被害者支援センター(☎043・225・5451)へ。

## PM2.5への注意喚起

### 健康被害に気をつけて

大気中に長期間浮遊している微粒子のうち、粒径2.5マイクロメートル以下のものをPM2.5(微小粒子状物質)といいます。

PM2.5は粒径が小さいことから、肺の奥深くまで入りやすくてへさまさまな影響を及ぼす可能性があります。

県からPM2.5について注意喚起されたときは、防災行政無線やなりたメール配信サービスでお知らせします。

その際は、外出や屋外での長時間の激しい運動を控える、呼吸器系や循環器系の疾患のある人・子

ども・高齢者は特に注意するなど対応をお願いします。

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

## 火葬や式場の利用

### 申し込みは八富成田斎場へ

八富成田斎場では通夜と告別式を行うことができ、靈きゅう車の利用(市内の自宅、病院などから斎場まで)や祭具の貸し出しも受け付けています。

ペットの火葬は、犬・猫・ウサギなどの小動物を対象にペット火葬場(同斎場向かい)で行っています。利用には予約が必要です。予約は同斎場(☎23・4511)で受け付けています。

※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

# 市長日誌

10月16日(土)～31日(日)

18日	公設地方卸売市場運営審議会 総合計画審議会 戦没者追悼式
19日	県道成田神崎線整備促進期成 同盟要望活動
20日	青少年問題協議会 千葉県市長会役員会(WEB会議) 新型コロナウイルス感染症対策 本部会議
22日	自主防災組織リーダー研修会
23日	全日本障がい者立位テニス選手 権大会開会式
24日	東京オリンピックメダリスト並木 月海選手表敬訪問・市民栄誉 賞授与式
25日	社会福祉協議会との災害時のボ ランティアに関する協定書締結式 北千葉道路建設促進期成同盟 による千葉県知事への要望活動
28日	印旛郡市広域市町村圏事務組 合議会定例会
29日	千葉県市長会定例会・合同部 会(WEB会議) 成人式実行委員会



サイン入りパネルを受け取る(25日)

## 今月の納期限

11月30日(火)

- ①国民健康保険税(第5期)
- ②後期高齢者医療保険料(第5期)
- ③介護保険料(第5期)

※くわしくは①納税課(☎20-1519)、  
②保険年金課(☎20-1547)、③  
介護保険課(☎20-1545)へ。

市営住宅の入居者募集

12月1日から受け付け

市では、市営住宅の入居者を次の通り募集します。

申し込み資格 次の要件を全て満たす人

- 住居に困っている
- 市内に続けて6カ月以上、居住しているか勤務先がある
- 同居しようとする親族がいる(高齢者など単身で入居できる)

団地名(住所)	募集戸数	間取り	入居人数
<b>一般市営住宅</b>			
北囲護台団地 (囲護台1385-1)	2戸 (3、5階)	3DK (7.5、6、6畳)	3人以上
南囲護台団地 (囲護台1254-2)	2戸 (2、3階)	2DK (6、6畳)	2人以上
吾妻南団地 (吾妻2-1-1)	2戸 (3階)	1K (6畳)	1人以上
<b>地域優良賃貸住宅</b>			
加良部住宅 (加良部3-17-1)	1戸 (1階)	2LDK (6、4.5畳)	2人以上

場合あり)

- 市税を滞納していない
- 緊急連絡先がある(連帯保証人は不要)

○ 申込者・同居しようとする親族が暴力団員ではない

一般市営住宅

- 所定の方法で算出した世帯の所得月額が15万8、000円以下(高齢者・障がい者・小学校就学前の子どもがいる世帯などは21万4、000円以下)

地域優良賃貸住宅

- 高齢者・障がい者等世帯、18歳未満の子どもがいる世帯のいずれかである

- 所定の方法で算出した世帯の所得月額が21万4、000円以下
- 入居期間 地域優良賃貸住宅のみ3年間(期間満了時に申し込み資格に該当している場合は再契約可)

家賃 希望する住宅や世帯の所得額によって異なる

申込書配布場所 建築住宅課(市役所5階)、下総・大栄支所

申し込み方法 12月1日(水)～15日(水)に申込書を同課へ

※空き状況により募集住宅を追加する場合があります。くわしくは同課(☎20・15664)へ。

防災行政無線戸別受信機

成田空港の隣接区域も対象に

市では、緊急情報や避難情報などを伝達するため、防災行政無線を整備し、対象世帯には戸別受信機の貸し出しを行っています。

現在貸し出ししているアナログ波対応戸別受信機が使用できなくなることに伴い、デジタル波対応戸別受信機への無償での更新を予定しています。従来の対象である騒防法第一種区域のほか、隣接区域に住んでいる世帯にも対象が拡大されましたので、希望する場合は申請してください。

対象 騒防法第一種区域に隣接する共生財団が定めた隣接区域に住み、防災行政無線の放送内容が聞き取りにくく、デジタル波対応戸別受信機の設置・更新を希望する世帯

申請書配布場所 危機管理課(市役所4階)、市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/anshin/page0110\_00069.html)

申請方法 12月24日(金)必着までに申請書に必要事項を書いて直接または郵送で危機管理課(☎20・1527)へ。

206・80585 花崎町760

へ

アナログ波対応戸別受信機の使用期限

国では、アナログ波対応戸別受信機の使用期限を令和4年11月30日までとしましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により期限を延長しました。新たな期限は改めてお知らせします。

※申請書の郵送を希望する場合は危機管理課(☎20・1523)へ。くわしくは同課へ。

犯罪被害給付制度

被害者や遺族へ支援

犯罪被害給付制度は、故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族や、身体に重大な被害を受けるなどした被害者に対し、国が給付金を支給するものです。また、市では成田市犯罪被害者等支援条例に基づき、支援金を支給しています。

※くわしくは、制度については県警察本部警務課(☎043・201・0110 内線2704)、条例については交通防犯課(☎20・1527)へ。

災害時の情報収集はこちら

- 防災行政無線テレホンサービス(☎0120-38-3898)
- 市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/anshin/index0329.html>)
- 防災情報ツイッター([https://twitter.com/bousai\\_narita](https://twitter.com/bousai_narita))
- なりたメール配信サービス(事前登録が必要)  
右の二次元バーコードを読み取るか、登録用アドレス(t-narita@sg-p.jp)に空メールを送信して登録する
- ※くわしくは危機管理課(☎20-1523)へ。



なりたメール配信サービス